

令和8年度千葉市緑区鎌取コミュニティセンターの管理に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社京葉美装（以下「乙」という。）とは、令和8年1月29日付け甲乙間で締結した「千葉市緑区鎌取コミュニティセンターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）の規定に基づき、令和8年度の事業年度の指定管理料（以下「指定管理料」という。）等に関し、次のとおり協定を締結する。

（指定管理料の額）

第1条 令和8年度の事業年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までをいう。以下「本事業年度」という。）に係る指定管理料の額は、以下のとおりとする。

指定管理料

金53,517,000円（消費税及び地方消費税相当額4,865,172円）

- 2 本事業年度の指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。
- 3 本事業年度の月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。
金4,459,750円（消費税及び地方消費税相当額405,431円）

（利益の還元方法）

- 第2条 基本協定第71条第1項及び第2項の規定による利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。ただし、施設の維持管理業務上必要な場合、甲乙協議により、その一部又は全部を修繕又は現物により還元することができる。
- 2 利益の還元は、本事業年度終了後120日以内に行うものとする。

（疑義の決定等）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号

千 葉 市

千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 千葉市中央区椿森2丁目5番8号

株式会社 京葉美装

代表取締役 国 吉 晃 甲